

平成23年3月20日

東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部への要請

東北志士の会 代表
自由民主党福島県第二選挙区支部長
根 本 匠

東北地方太平洋沖地震による激甚な被害に対し、災害応急活動に総力を挙げるとともに、地域住民の生活及び経済活動が速やかに回復するよう、以下のとおり要請する。

I. 被災地への取り組みの強化

① 正確な情報提供により、風評被害を吹き飛ばす。

地震前に出荷した福島県の加工食品などは、安全であるにもかかわらず、返品や引取要求が相次いでおり、被災者の再建をさらに圧迫しかねない。

加工食品などについて、正確な情報を確認し、安全であることを広報するとともに、被災者を支援する観点からも、国民の皆様に消費を呼びかけ、被災地への応援キャンペーンを行っていただきたい。

② 安心できる検査体制の確立

基準値を超える放射性ヨウ素が一部の食品から検出されたことにより、安全な産品も含め、全ての出荷停止を余儀なくされている状況も生じている。

早急に、専門家による検査体制を確立し、安全な食品については、円滑に流通できるようにすべき。

(北茨城の事例で、茨城県内全部の出荷が禁止されることが、起きないように。)

③ 中小事業者に対する緊急の資金繰り支援

年度末を迎え、各事業者とも資金繰りが厳しい中、未曾有の大災害を被り、3月の収入は壊滅的な状況。

倒産が発生しないように、危機対応融資の発動、公的な機関による緊急融資、保証枠を拡大による最大限の信用供与と金融機関への支払猶予措置を講ずる必要がある。

④ 廃炉以外に選択の余地はない

原発について「廃炉を検討」(東電)と報道されたが、国の政策として、事故を起こした原子炉は、廃炉以外に選択の余地はない。

郡山の原市長が、廃炉前提の対応を、海江田経産大臣に直接要請し、緊急記者会見で訴えたのは的確な危機管理である。

必死の思いで作業に当たっている最前線の現場の皆様には、不眠不休で過酷な仕事に立ち向かっていただいております、心から感謝しています。

今後、事態の解決のためには、国際的な幅広い対応が求められており、専門知識、装備、危機管理能力を有する米国の支援を早急に受け入れるべきである。

Ⅱ. 国のガバナンス（統治）の強化

① 避難民の命を守る ～災害弱者の域外への移送体制の確立～

約30万人に及ぶ避難民の中には、病気の方、高齢者、子供なども多く、日ごとに、栄養や健康の状態は悪化している。

避難所単位で、災害弱者の状態の把握し、生命に影響がある方については、トリージ（優先順位付け）を行い、域外に移送すべき。

② 現地対策本部の設置と権限委譲 ～現場における臨機応変な対応～

国においては、発災以降、10数回に及び緊急災害対策本部が開催されたが、被害状況の把握にとどまり、明確な指示が不十分。

被害者生活支援特別対策本部が設置され、17日からようやく、国としての被災者の生活支援に着手したが、未だ現地の危機的な認識との距離は遠い。

災害対策基本法に基づき、地方公共団体、国の出先機関、関係する公共機関全体に対し、指示権限を持つ『緊急災害現地対策本部』を設置し、迅速かつ円滑な被災者支援に、全力を傾注すべき。

③ 防災のプロを集結させる ～仕分け人の登用ではなく、仕事人の集結を～

国の危機管理体制は、阪神大震災等の経験を踏まえ、既に、防災担当大臣、危機管理監、内閣府の防災統括官やその事務局などシステムは確立している。要は人材と運用。これまできちんと確立されていた防災体制がうまく機能していない。

今、求められているのは、実際に災害対策を執行する知識・経験のある専門家・実務部隊を増強すること。

閣僚枠、副大臣、政務官の拡大は、『船頭多くして、船山に登る』状態に拍車をかけるものであり、決して行うべきではない。

現地の声を聞き、現場で活動する人々を増強し、被災者対策に万全を期すべき。

④ 災害対策と原子力事故・電力供給対策を分ける ～並行処理体制の確立～

原発事故の深刻化に伴い、災害対策が後手に回る状況。

松本防災担当大臣に、災害対策の全ての業務を集約させ、原子力事故等への対応を行っている官房長官との役割分担を明確にすべき。

⑤ 総理は全体の統括者たれ

内閣総理大臣は、常に全体を見通し、①実務に携わっている責任者に対し骨太な指示をし、②執行はそれぞれに任せ（分散処理）、③その執行状況をきちんと把握し、必要な部隊の増強（現場スタッフの増員）を行い、行政各部の指揮監督（全体の統括）に徹するべきである。

危機管理の要諦は、最悪の事態を想定し、その責任を全うする司令塔機能の強化である。